

# 新型コロナウイルス予防接種による健康被害救済について

新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けて健康被害が生じた場合、接種を受けた医療機関により、健康被害の補償（制度）が異なります。

下記の内容を事前にご確認の上、接種を受ける医療機関をご検討ください。

イ) 接種日に65歳以上の方

ロ) 接種日に60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障がい者手帳1級に相当する方（身体障がい者手帳が必要）

◆豊富町国保診療所で接種を受けた場合は定期予防接種となります。

◆豊富町国保診療所で接種を受けて健康被害が生じた場合は、「予防接種健康被害救済給付制度」の補償を受けることができる場合があります。

◆豊富町以外の医療機関で接種を受けた場合は任意予防接種となります。

◆豊富町以外の医療機関で接種を受けて健康被害が生じた場合は、「医薬品副作用被害救済制度」の補償を受けることができる場合があります。

「予防接種健康被害救済制度」と「医薬品副作用被害救済制度」の違い  
(定期予防接種に適用) (任意予防接種に適用)

\* 両救済制度とも、被害を受けた本人からの申請が必要です。

\* 健康被害により定期的な通院などの医療費等の支給額は両救済制度ともほぼ同額ですが、障がい又は死亡の場合の給付額は「医薬品副作用被害救済制度」が低くなります。

健康被害の救済制度の違いはありますが、持病により豊富町以外の医療機関の主治医にて治療を受けている方は、接種前に主治医と相談の上、新型コロナウイルス予防接種を受ける医療機関を決定するなどの対応をご検討ください。

なお、左記の「新型コロナウイルス予防接種費用助成」の申請を行った方は、どの医療機関で接種されても助成を受けることができます。

◆新型コロナウイルス予防接種による健康被害救済制度に関するお問合せ◆  
豊富町保健センター 保健推進課保健予防係 TEL 82-3761